

# 平成28年度税制改正要望

平成27年11月13日  
全国農業会議所

## I. 農地中間管理機構の活用促進

### <新規・延長>

農地中間管理機構の活用を促進するための課税の特例を延長・創設すること。

#### 【理由】

農地中間管理機構の活用による農地の利用集積の加速と遊休農地の発生防止のため、農地中間管理機構が農地等を取得した場合の登録免許税の軽減措置（2%→1%）の適用期限を延長するとともに、農地中間管理機構への農地の貸し付け及びその場合の贈与税納税猶予の打ち切り要件の緩和等の新たな税制の特例措置の創設が必要である。

## II. 国税関係

### 1. 所得税

#### <拡充・延長>

(1) 青色申告特別控除額を大幅に引き上げること。

#### 【理由】

農業者においては、白色申告者の農業所得標準の廃止、平成26年1月1日よりの白色申告者の記帳義務及び記録保存義務制度の導入等されたが、一層の青色申告の推進を図るため、青色申告特別控除額を大幅に引き上げる必要がある。

(2) 青色申告による欠損金の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

#### 【理由】

近年のデフレ経済の影響や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の下落により、農業経営に欠損金が生じるケースが増加している。

また、平成23年度税制改正においては、金融機関の不良債権処理の促進等を理由として、法人について欠損金の繰越期間が7年から9年に延長された。

個人農業経営の現状並びに個人と法人の課税の公平性の観点から、青色申告を行う個人農業者についても欠損金の繰越控除期間を延長する必要がある。

(3) 農業経営基盤強化促進事業及び農業委員会の農地移動適正化あっせん事業等により認定農業者に対して農地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除額を大幅に引き上げること。（現行800万円→改正3,000万円）

(4) 農業経営基盤強化促進法に基づき、担い手への農地の利用集積を図るため農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が実施する買い入れ協議によって農

地を譲渡した場合の特別控除額を引き上げること。(現行1,500万円→改正3,000万円)

【理由】

農業経営の基盤を安定させるため、貸借による規模拡大だけでなく、所有権移転による規模拡大を志向する農業者も多く存在する。また、経営廃止希望者が売却を躊躇し、遊休農地発生の一因にもなっている。

所有権による規模拡大、担い手への農地の利用集積を促進するため、譲渡所得税に係る特別控除額の大幅な引き上げが必要である。

(5) 農村地域工業等導入促進法により農地等を売却した場合の譲渡所得の特別控除の対象範囲を拡充すること。

【理由】

農村地域工業等導入促進法による工業等導入地区内の農地等を工業用地等として譲渡した場合の譲渡所得税の特別控除(800万円)について、市町村合併に伴う人口増によって対象地域要件を満たさなくなり活用できない場合があることから、人口要件を緩和する必要がある。

(6) 社会保障制度の見直しに応じ、現行の生命保険料(共済掛金)控除制度を拡充し、利用者が遺族(死亡)、老後(年金)、介護医療の各生活保障の準備ができるよう、自助努力を支援する環境を整備すること。(所得控除限度額 現行 計12万円→改正 計15万円)

【理由】

社会保障制度改革の動きが加速する中、公的保障を補完する自助・共助の仕組みである私的保障の役割の重要性が高まっていることから、生命保険料(共済掛金)控除制度を拡充し、自助努力を支援する環境を整備する必要がある。

## 2. 法人税

### <新規>

(1) 農業協同組合等が受け取る出資配当金等について、農業協同組合の特性に配慮し、当該配当収益の益金不算入割合を引き上げること。

【理由】

受取配当等の益金不算入制度について、農業協同組合から農業協同組合連合会への出資等協同組合における出資関係は、資産運用を目的とするものではないことから、当該配当収益の益金不算入割合を引き上げること。

(2) 確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度等の積立金にかかる特別法人税を廃止すること。

#### 【理由】

現在、平成29年3月末まで特別法人税の課税を停止する時限措置が講じられているが、確定給付企業年金契約の積立金に対する特別法人税の課税は、積立金を目減りさせ、事業主の財務悪化や企業年金制度の継続に悪影響を及ぼしかねない。また、確定拠出年金資産管理契約の積立金に対する特別法人税の課税は、将来受け取るべき年金給付額が減少させるため、国民の老後の所得確保に大きな影響を与える。公的年金を補完する手段として、自助努力による確定拠出年金制度を発展させるためにも、これらにかかる特別法人税を廃止する必要がある。

### 3. 所得税・法人税

#### <新規>

農業用設備の法定耐用年数について、あらかじめ種類や利用形態を指定して短縮耐用年数を設定し、農業者がこれを選択できる制度を創設すること。

#### 【理由】

農業用設備の法定耐用年数はすべて7年となっているが、畜産現場等では使用環境によって3年も使用できない場合がある。あらかじめ種類や利用形態を指定して短縮耐用年数を設定し、農業者がこれを選択できる制度を創設する必要がある。

#### <延長>

特定農産加工品生産設備の特別償却制度の適用期限を延長すること。

#### 【理由】

6次産業化と農産加工品への積極的な国産農産物の活用を促進するため、特別償却（取得価格の30%）制度の適用期限を延長する必要がある。

### 4. 相続税・贈与税

#### <拡充・延長>

遺族の生活資金確保のため、死亡共済金の相続税非課税限度額について、「現行限度額（法定相続人数×500万円）」に、「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。

#### 【理由】

児童のいる世帯において、万が一、主たる家計の支え手が亡くなった場合、母子世帯の家計は非常に厳しい状況になると考えられる。十分な遺族資金を確保するためにも現行の非課税限度額の拡充が必要である。

### 5. 消費税

#### <新規>

(1) 農業者が消費税を適切に転嫁できるよう対策を徹底するとともに、軽減税率の

導入の検討にあたっては農業者の事務負担等に十分に配慮すること。

【理由】

農業者は農産物価格の決定力が弱く、増税分を価格転嫁することが困難であると考えられることから、価格転嫁対策について徹底した広報をはじめとする総合的な取り組みが引き続き必要である。

また、導入が検討されている軽減税率については、農業者の事務負担の増加や免税業者が取引から排除される懸念が強いことから、万全な環境整備を行うなど、農業者の事務負担増にならないよう十分配慮する必要がある。

(2)控除対象外となっている「共済代理店に支払う手数料の消費税」および「完全支配関係にある会社との取引にかかる消費税」について、消費税負担を軽減するための措置を講じること。

【理由】

共済(保険)は消費税が非課税となっているが、代理店手数料や子会社への委託費は仕入れ税額控除は認められていないため、消費税増税に伴い共済代理店展開に支障が出ることが想定され、組合員や地域住民への利便性の確保・提供に悪影響を及ぼすことが懸念される。また、JA共済では自動車共済に関する損害調査業務等を完全支配関係にある会社に外部委託しているが、消費税負担は業務を内製化した方が有利な状況になる。このことは、消費税制のあり方によって企業活動が左右され、企業の経済活動に悪影響を与えない税の中立性に対する問題を発生させる懸念があることから、消費税負担の軽減措置を講じる必要がある。

### Ⅲ. 地方税関係

#### 1. 固定資産税

##### <延長>

(1)バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備にかかる特例処置の適用期限を延長すること。

【理由】

地域バイオマスの高度利用によるバイオ燃料の製造は、農業者の所得向上や農山漁村の活性化等に貢献するものであり、農林漁業バイオ燃料法による計画認定を受けたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の軽減措置の適用期限を延長する必要がある。

(2)再生可能エネルギー発電設備に係る特例処置を拡充するとともに、その適用期限を延長すること。

【理由】

バイオマス発電など地域資源を活用した再生可能エネルギーの製造は、農業者の所得向上や農山漁村の活性化等に貢献するものであり、再生可能エネルギー発電設

備に係る固定資産税の課税標準の軽減措置を拡充するとともに、その適用期限を延長する必要がある。

## 2. 住民税

### <拡充>

(6) 社会保障制度の見直しに応じ、現行の生命保険料(共済掛金)控除制度を拡充し、利用者が遺族(死亡)、老後(年金)、介護医療の各生活保障の準備ができるよう、自助努力を支援する環境を整備すること。(所得控除限度額 現行各枠2.8万円→改正 各枠3.5万円)

#### 【理由】

社会保障制度改革の動きが加速する中、公的保障を補完する自助・共助の仕組みである私的保障の役割の重要性が高まっていることから、生命保険料(共済掛金)控除制度を拡充し、自助努力を支援する環境を整備する必要がある。

## IV. 都市農業の振興

### <新規>

多面的な機能を有し、都市住民の生活に欠くことができない都市農地を保全するための税制上の特例措置を創設すること。

#### 【理由】

「都市農業振興基本法」の制定を契機に、都市農地を守る新たな税制措置の創設の実現に向けた期待が高まっている。都市農業を継続的に発展させていくためには、都市農家の持つ農地が分散せずに次世代にしっかりと継承され、農地として活用されていくことが最も重要であり、営農困難時貸付の適用要件緩和等相続税納税猶予制度の改善や、経営を単位として農地・施設・林地等を一体的に保全できる新たな都市農地等保全制度の構築、都市農業経営者の法人化に伴う農地等の現物出資等を可能とする税制上の特例措置の創設など、都市農業の振興施策を本格的に拡充整備する必要がある。

## V. 農業生産法人要件等の見直しに伴う所要の措置

### <新規>

農業生産法人要件等の見直し後においても、農業生産法人であること等を要件としている特例措置について、これまでと同様に措置されるようにすること。

#### 【理由】

「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」(平成27年8月28日成立、9月4日公布)により、農業生産法人の要件の見直しや「農地所有適格法人」への名称変更がなされたが、農業生産法人であること等を要件としている特例措置について、これまでと同様に措置されるよう、所要の措置を講じる必要がある。